

令和元年台風第15号による災害に関する緊急要望

令和元年10月18日

全 国 市 長 会  
全 国 市 長 会 関 東 支 部

## 令和元年台風第15号による災害に関する緊急要望

去る9月8日から9日にかけて、関東地方を通過した台風15号は、伊豆諸島や関東地方南部を中心に猛烈な暴風雨となり、暴風による屋根の損傷やその後の雨による浸水被害といった今後の市民生活の継続に支障を及ぼす住家被害の多発をはじめとする甚大な被害をもたらした。

このため、地域住民の生命・財産を守ることを最優先に、地元自治体等は、国、都県と一体となり、懸命に被災地支援を行っている。

また、経済活動においては、台風やその影響に伴う広範囲での長期にわたる停電と通信途絶や断水の発生により、地域住民の生活及び農林水産業をはじめとする産業活動に極めて深刻な影響を及ぼしている。

特に農業では、ビニールハウスやガラス温室、畜舎などの農業施設の多くが倒壊・破損し、またトマトや日本なし、にんじん、水稻など多くの農作物や家畜の被害がある他、台風やその影響による停電や断水により、農林水産物を廃棄せざるを得ない状況も発生している。

更に、観光業でも宿泊施設や観光施設等に被害が及ぶなど、この台風による被害は甚大であり、これらの復旧、復興は今後の経営への大きな支障となっている。

国においては、激甚災害の指定がなされ、被害が大きい千葉県においては、被災者生活再建支援法が適用されない市町村について、国と同等の支援をする準備を進める動きがあるが、広域にわたる地域住民の生活や地域経済の復旧・復興のためには、国による更なる緊急的な支援が必要不可欠となっている。

については、次の事項について早期に適切な措置を講じること。

### 1 被災者のための生活再建支援策の充実について

- (1) 被災した全ての地域において、人口規模に関わらず等しく被災者支援制度を弾力的に幅広く適用するとともに、災害 援護資金貸付金等の支援を拡充することで、日常生活に大きな支障が生じないようにすること。
- (2) 「災害に係る住家の被害認定基準運用指針」について、雨による浸水被害が生じた場合等の被害認定調査の弾力的運用が通知されたところであるが、これだけでは被害の実態を十分に加味して評価を実施することは困難であることから、被害の実態に即した適切な評価を実施できるよう同指針の改定を検討すること。
- (3) 被災者生活再建支援法などの支援策の適用要件について、「半壊」更には「一部損壊」のうち、障害者手帳所有者を含む世帯、ひとり親世帯又は市町村住民税非課税世帯といった特に配慮を必要とする世帯、被害の程度が大きい

世帯及び宅地被害なども対象に加えることで、早期の生活再建に資するようにすること。

## 2 各種経済活動への支援の充実について

- (1) 農林水産業関連の施設等の再建（移設を含む。）、修繕及び撤去の取組に対する特段の支援措置を講じること。また、安心して経営の再建・維持・継続が出来るよう、災害関係資金について、無利子化及び保証料免除の措置を講じること。
- (2) 畜産業者に対しては、暑さによる家畜の死亡や体調不良、搾乳停止による乳牛の罹患、工場の停止による生乳の廃棄など、長期停電により過去に例のない被害が生じ、回復には相当の時間を要することから、特段の支援措置を講じること。
- (3) 観光産業の早期復旧と事業継続のため、宿泊施設や観光施設の設備等の復旧や運営をするための資金調達など、観光事業継続に向けた経営支援を強化すること。また、観光客を一日も早く呼び戻すため、国内外に向けての正確な情報発信や風評被害の防止など誘客に向けた支援を早急に実施すること。
- (4) 商工業者に対しては被災企業等における工場・事業所の修繕、設備の修理、買換えなどを対象とした「中小企業等グループ施設等復旧整備補助事業」を適用・拡充するなど、被災した中小企業等の経営安定に向け、十分な支援措置を講じること。

## 3 停電対策等について

- (1) 倒木、鉄塔・電柱倒壊などにより生じた停電によって、断水及び通信途絶といった最重要なライフラインが失われ、災害対応・住民生活に多大の影響が生じたことから、今後こうした事態が発生することがないように、国において万全な措置を講じること。
- (2) 停電や通信途絶を伴う災害時において、電力事業者及び通信事業者がもつ対象エリアや工事計画等の情報、また、被災自治体がもつ倒木や道路の寸断・改修状況等の情報を共有することは、支援活動を適切に進め、かつ、復旧までの期間短縮が図れるため、電力事業者等に対し、被災自治体との情報共有を徹底するよう指導すること。
- (3) 病院、福祉施設、水道施設などにおける自家発電施設の整備・能力強化・発電用燃料の確保策に対する財政措置の拡充、更に、バックアップ通信手段として衛星携帯電話の台数の拡充及び維持経費に対する財政措置の拡充を講じること。

#### 4 被災地の災害廃棄物等の処理支援について

膨大な災害廃棄物が発生しているため、被災自治体を実施する災害等廃棄物処理事業について、十分な財源措置をはかるとともに、仮置き場やごみ焼却施設、最終処分場の確保、広域処理体制の整備等についての支援を行うこと。特に、民有地での倒木の処理に関しても、必要かつ十分な支援策を講じること。

#### 5 被災自治体への財政支援等の強化・充実について

- (1) 被災自治体において生じる応急対策や被災者の救援、復旧・復興対策等に係る経費については、国において、国庫補助負担金や地方財政措置等により必要かつ十分な財政支援策を強化・充実させること。なお、自治体の財政力等により、支援策に差が生じないように配慮すること。
- (2) 民有地における倒木やがけ崩れ等への対策について、急傾斜地に係る法制度の適用を受ける土地以外にも補助制度を設けるなど、二次被害防止の観点から、行政の関与のあり方について方向性を示すこと。

令和元年10月18日

全国市長会 会長 立谷 秀清  
全国市長会関東支部 支部長 富岡 清